

平成24年度 第4回長野県公共事業評価監視委員会

日 時 平成25年1月16日（水）13：00～

場 所 長野県庁議会棟402号会議室

1. 開 会

○事務局

それでは、定刻となりましたので、ただいまより第4回長野県公共事業評価監視委員会を開会いたします。

私は本日の司会を務めます、技術管理室の西元でございます。よろしくお願いいたします。

今、寺内委員さんがまもなくお見えになると思いますけれども、始めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに、宮原技術管理室長より、ごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

○宮原技術管理室長

皆さん、こんにちは。技術管理室長の宮原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

第4回長野県公共事業評価監視委員会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

松岡委員長様を初め、委員の皆様には、新年の大変お忙しい中、本委員会にご出席をいただき、感謝を申し上げます。

さて、本年度は再評価事業が4件、そして、本年度試行として新規評価が3件、計7件について、それぞれ専門のお立場から、現地調査や3回にわたる委員会を通じ、ご議論をいただいたところでございます。本日はこれらの審議結果を踏まえ、意見書の内容についてご検討をいただく予定となっております。

県といたしましては、ご提出いただく意見書の趣旨を十分に踏まえ、最終的な対応方針を決定したいと考えておりますので、忌憚のないご意見をお願い申し上げます。簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、本日の出席の委員の方をご紹介します。松岡委員長、赤羽委

員、内川委員、佐藤委員、間もなくお見えになると思います、寺内委員、それから長瀬委員、原委員、平松委員、福田委員、それから柳澤委員の10名の委員の方でございます。

なお、佐々木委員、牧野委員、益山委員がそれぞれ欠席とのご連絡をいただいておりますので、ご報告を申し上げます。

次に、お手元に配付させていただいた資料の確認をお願いいたします。次第のほかに、資料9「平成24年度長野県公共事業再評価について（案）」、それと資料10「平成24年度新規箇所評価における第三者評価の試行に関する意見について（案）」の資料でございます。ご確認をお願いいたします。

それでは、以下の議事につきまして、松岡委員長様のほうでお願いいたしますと思いますので、よろしくをお願いいたします。

3. 議 事

(1) 意見書案について

○松岡委員長

皆さん、本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。暮れには、2週間続けてと、非常にタイトなスケジュールでご審議いただきまして検討いただき、ありがとうございました。それを加味しまして意見書ということで、今日は2つの意見書について、ご検討、ご審議をお願いしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

それでは、お手元の会議次第に従いまして進めさせていただきます。

議事に入ります前に、運営要領第4に基づく議事録署名委員につきましては、名簿順により、平松委員さん、福田委員さんのお二人をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、これより意見書の内容について審議をしていただきます。議事はおおむね4時ごろまでには終了したいと書いてありますが、東京へ帰られる方もおられますので、足もとが凍ってころばない時間内に効率よく審議をしていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず資料9です。「平成24年度 長野県公共事業再評価について（案）」と書いてあるものをめくっていただきます。

もう既に、皆様方にはメール等でこれをお送りしていただいております、これ初めて見るという方はおられないと思われまゝ。これは全部読み合わせをしてもよろしいのですが、要は、この文章の中の表現なり、内容で落ちているところなり、そうしたところを皆様のご意見をいただいて、直すほうにウエイトを置いてやりたいと思いますので、あえて読み合わせはいたしませんという

方向でよろしいですか。

お気づきになったところがあれば、そこのところで意見をいただいて、それをまた、それに基づいてどんどん直していただいて、この案をいいものにたたいていただくと、そういうことで皆さんもよろしいでしょうか。

はい、それでは、あえて読みませんが、まず1の本年度の審議対象の考え方から行きたいと思いますが、いかがでしょうか。

これは、特にこれ、事実でこうだったということですので、また、進むところはそういうことで進んでいきますが、まとめて全部、また何かお気づきの点があれば、最後にまたやりたいと思います。

では次に、2、審議結果（意見書）のとりまとめ方というところでのご意見どうでしょうか。1ページの2行までで、次、1ページめくりますと、いよいよ本論に入ります。

これは、「審議結果と評価の判断理由に加えて、審議中にあったその他の意見を事業ごとに記載する」と、これからこういうことでまとめていきますと書いてあるだけですので、特に意見というようなどころではないと思います。

では、この3の再評価事業に関する委員会としての意見の中の、まず（1）和田バイパスの件につきまして、判断に至った理由のところを見ていただきまして、ご意見いかがでしょうか。

○平松委員

これでよろしいかなと思うんですが、この和田バイパスを初め、大部分の事業というのが、こういう理由で判断したということなんです。

私だけかもしれないですけども、頭の片隅に、その事業の進捗率というのは常にあるんです。ここまで行っていると、もう致し方ないと、いまさら逆戻りしたら、どれだけマイナスが出るんだろうかというのがあるので、私はいつもその点を考慮して判断をしています。

その辺、「事業の進捗率等を勘案し」とか、そういう文言というのがどこかに入っていましたか、全部、入っていなかったような気がするんですが。

○松岡委員長

ここには入っていませんね。

○平松委員

すべての事業の中、入っていないんですよ。だから、かなり、私だけではなくて、皆さん、それが結構大きな判断ポイントだと思いますので、その辺、わかるように記載していただいたほうがいいと思います。

○松岡委員長

どこに入れましょうか。個々に入れていって、また全体として、どうしても審議に当たって進捗率が大きくなるのしかかってくるので、これだけというニュアンスでやるか、全体にわたってそういうところはどうするというまとめ方、どっちのほうがいいですか。

○平松委員

全体にわたって書くと、また文言が多くなってくのではないかと思うので、個々に判断理由として入れていったほうが、直しは楽だなと思います。

○福田委員

6年間まとめた中で、形としては近い形でまとめていただいています。

私も平松先生と同じように、1個1個にその背景みたいな部分、いつも書いていたんです。どのくらいの進捗でとか、土地の用地買収でとか、そういうところを問題視したり、あとコストの面とか、そういうものとかで、チェックしたポイントがとまったところというのは必ず書いていました。

そういうのがやっぱり判断の大事な材料だと思うので、個々に書いたほうが良いと思います。

○松岡委員長

そうですね。事業によって表現が、同じ進捗率やその土地の取得率とか、そういうことでも若干違うかもしれませんので、個々の事業で、今、言われたのは進捗率の話ですね。

○福田委員

そうですね。あと「審議上のその他の意見」という中で、それが過大視されてというか、いろいろ進捗なり、その用地なり、いろいろな問題、コストの問題という形で、そのデータをベースにいろいろなことが出ているものもあると思うので、判断に至った理由ということもありますが、どこかにその記述は書いておいたほうが良いと思います。

○松岡委員長

そうですね。進捗率は、その他というよりは、どうしてもそのウエイトは大きいというふうにお感じの委員さんが多いようですから、この理由のところでは記載します。順序的にはどうですか。重要度というものが頭に来て、進捗率と

というのは頭に来るか、真ん中か、全体に与える印象が若干入っている場所で異なるとすれば、どのあたりに入れますか。頭でよろしいでしょうか。

進捗率の数字はどうでしょうか。高い進捗率という表現にするか、何と言ったらいいか。

○平松委員

それはもう公にされていて、配付資料にある話ですから、数字まで入れて差し障りないと思います。

○松岡委員長

そういう高い進捗率であり、それを中止することが、先ほど平松委員さん言われたように、ここで中止することのマイナスというか、それが大きいというような表現でよろしいですか。その辺の表現は、ちょっとまた相談してというか、頭にそれを入れるということによろしいですか。はい。

○柳澤委員

この資料のほかには資料がつくんですか。それで、どなたが見るのですか。

○松岡委員長

答申する場合ですか。答申する場合はつかないと思います。

○柳澤委員

この事業についての内容はもうわかっている方たちということでよろしいんですか。見る方によってだと思ったんですけれども。

この事業の、何でやっているかという目標、目的があると、では、そこに至った理由が正当なのか、この時点でどうなのかということがわかるかと思うんです。

○平松委員

これは、委員長から県に対して説明するものですよね。

○松岡委員長

そうです。

○平松委員

その資料ですよ。だから、わかっているという前提で。

○柳澤委員

わかっている前提で書くと。

○松岡委員長

知事に対して、この委員会ではこういう意見になりましたと。県からこの委員会に諮問を受けて、こうでしたというわけですから。知事は前提としては、わかっているということです。

○柳澤委員

わかっていないんだったら書いたほうがいいかなと思いました。

○松岡委員長

責任があるということではないですか。

○事務局

資料全般は、意見具申のときには付けません。評価監視委員会から意見の具申を受けるのは、県の再評価委員会の委員長である和田副知事になります。

和田副知事に対しては、今、お配りしている資料はすべて説明をして、内容は把握しております。

○松岡委員長

そういうことですね。知事さんではなくて、再評価委員会の委員長の副知事さんだそうです。

ほかにご意見、いかがでしょうか。

よろしいようであれば、今度は2番目、(2) 地域自主戦略交付金の長野上田線、塩崎（長野市）ですが、それにつきましてはどうでしょうか。

これも進捗率を頭へつけるということになりますでしょうか。

○平松委員

そうですね。

○松岡委員長

ほかにはよろしいでしょうか。

では、次の(3)と(4)は、浅川と浅川ダムということで、社会資本整備総合交付金と治水ダム建設事業で、補助金の事業目的が違うということですが、

浅川流域の治水対策ということでは、住民からすれば一緒ですので、これ2つ一緒に、組み合わせによってご意見をちょうだいしたいと思います。

その前に、「判断に至った理由」のところ、先ほどと同じ表現にはならない。浅川ダムの場合、まだ堤体は、90何%ほど打ってはいないので、この表現は、前の2つと全く同じというわけにもいきません。

○平松委員

交付金のほうはほとんど終わっているんですか。

○松岡委員長

ええ、河川改修のほうは、あとごく一部を残すぐらいです。

○平松委員

そういうことですね。だから、ダム事業に関してはちょっと別の視点からということですよ。

○松岡委員長

はい。今、平松委員さんがおっしゃられたことと関連しているんですが、「判断に至った理由」の中で、「両事業による治水対策の効果が発揮されている」とありますが、まだ、ダムはできていないのに、両事業による効果というのはありませんか、まだダムは完成していませんし、まだ、下の穴は機能していません。

○平松委員

ダムと改修を一緒に書くんですか、別々で書いたらだめなんですか。

○松岡委員長

上にも書いてありますので、表現を考えるか、どうしましょう。

○平松委員

(3)と(4)を書く前に一文、「浅川の治水対策はこの(3)と(4)の一体で事業になっている」と書いて、それで(3)の社会資本整備総合交付金に関する文言、意見を書いて、それで(4)のダム建設の意見も書くということのほうがいいのではないですか。ダムを一緒に書くと無理がありませんか。

○松岡委員長

今の「両事業による」をとりましょうというのもそうですし、ほかの委員さんのご意見というか、感覚。両事業とも継続にはなったんですが、意見書の書き方を変えたほうがいいのではないかという意見です。

○平松委員

特に、(3)の社会資本整備総合交付金の話は、地域の参加も得てとか、水生生物の保護活動とか、また、ホームページ等で大々的にアピールしているということもあって、その辺を(3)に関しては書けますね。進捗率も非常に高いと。(4)は、同じ浅川であったとしても、またちょっと違う話になると思います。

○松岡委員長

河川課の方はおられますか。何かご意見ございますか。

○河川課

別々にご意見をいただくことで、問題はないと思います。

○松岡委員長

これは両方一緒に機能しないと、お互いに、何でその規模にしたかというもの、の理屈がなくなってしまうわけです。別のところから出ているけれども、設計は、洪水に対して、下流にこれだけ流します、だから穴の大きさはこうなって貯水容量はこれだけになりますというのが、両方具備されていないと、この計画はなかなか議論が難しいものだと思います。

○平松委員

でも、それは大きな整備計画という親があって、その中の子供のまた子供の計画です。その計画論に基づいて浅川はこうやりましたと。完全に整備計画でも、そこまで書いていないんですけれども、その趣旨に則ってやったということで、我々が審議するのはそこまでさかのぼるのではなくて、個々の事業に対して、これからやっていいのか、どうなのかというジャッジメントだけなので、あまりそこまで気にされる必要はないのではないかと思います。

○松岡委員長

ほかの委員さん方、今のご意見でどうですか。

私、別々に書くのが問題と言っているわけではないんです。片や、もう河川

改修のほうはほとんど、進捗率でいけば、でき上がっているところもある。ダムは、途中にいろいろ紆余曲折もありましたので、別々に書くということによろしいですか。

○長瀬委員

ここへ記載されている判断に至った理由については、河川改修に対するものとして進捗率が高いこととあわせて、そのまま生かせばそれでいいですね。あと、そのほかに、ダムそのものについて、もう少し理由を記載する必要があるというような感じかなと思いました。

○福田委員

よろしいですか。基本的には分けて、それで（３）のところで、下の（４）とも連動する事業だということで、一行書けばいい話です。その中で、この事業については河川の話から書いていただいて、ダムのほうは、今回、通した理由というのが、平成20年に、この委員会にも脱ダムを経て何回もかかっているわけで、そうした経緯で、浅川ダムというものだけではなくて、県の治水政策として長年にわたりもう激論してきて決着をしたという判断を、委員会でしていると、そこは重要なんだと思うのです。それを書いていただきたい。

だから1事業ではなくて、この場合は、もう脱ダムを経た、長野県の治水ダム政策の部分について、県内の県民、委員会、専門家が相当議論して収まったというか、決定し判断したというのが一番大きいかなと思います。

○松岡委員長

結論を得られたと。そうですね、今、言われたものを入れれば、ダムについてはすっきりしますね。それを入れるということによろしいですか、では（３）と（４）を分けて書くと。ダムのほうについては、平成20年に、県の長年にわたる治水政策の激論の結果、浅川ダムについては決着を得ていると、それが判断の理由になったと、そういうことによろしいですか。

○福田委員

県下のダム全体について決着を得て、浅川もその一つだということです。

○柳澤委員

私も意見は同じです。（３）と（４）を分けて書くんだけど、ただセットになっていないと効果が上がらないことは確かなので、（３）、（４）の、むしろその前に、これは一括して整備していかないと、浅川流域の安全は保たれない

ということを書いておいて、あと（３）、（４）というふうに評価していただきたいと思います。

○松岡委員長

わかりました。全体の章立てというほどではありませんが、１、２、３の関係とか、そういうのは工夫します。今、言われたような、大きい上の２行があって、その下に３とその理由、４とその理由というような形の構成にしたらどうかと、そういうことですね。

では、それはそういうふうに修正したものを、また皆さんにお送りして、確認していただくということにしたいと思います。

○長瀬委員

先ほど福田委員さんのほうで言われたように、県の行政レベルでは決着がついたということでもいいと思うんですけども、訴訟のほうもまだ継続しているということで、そこは一応、明確にわかるような形に、一言入れていただきたいと思います。

○松岡委員長

例えばどんな表現にすると、その訴訟関係の、表現、ニュアンスが伝わって、なおかつ問題がないとなりますか。

○長瀬委員

そうですね。このダムの公金支出差止請求訴訟は継続しているけれども、県の政策としては一応の決着が得られているというようなことでよいと思います。

○松岡委員長

「県の政策としては」という一言があると、その辺のニュアンスは伝わるといいですね。県の政策としては決着を得ているということですか。

○福田委員

すべてを河川計画から見直して、浅川についての審議というのは、技術的な審議というのはしきれなかったんですけども、全部、それでオフラインで始めたということではなくて、ほかの、地域ごとにきちんきちんと決着していった中で浅川が残っていた。

ですから、今の長瀬委員さんの意見を「判断に至った理由」に書くのか、「審議上のその他の意見」で書くのか、ちょっとわからないのですが、「訴訟もある

が、委員会としては」というのは出してもいいと思います。

○松岡委員長

その「県の政策として決着をついている」というよりは、「継続もしているけれども、県の政策的には決着を得ているので、委員会としては」という、さらに「委員会としては」をつけますか。

○福田委員

それはお任せします。

○松岡委員長

すべて委員会としてはこういう意見ですというものですから、県の治水政策としては決着を見ているので、継続を認めるというようなニュアンスになればいいわけですね。「公金支出差止請求訴訟はまだ継続しているけれども、県の治水政策としては、長年の議論により決着を得ている」ということが入っていて、「この委員会としては認める」というような表現になればいいわけですね。わかりました。

ほかにはいかがでしょうか。

○佐藤委員

判断に至った理由の中で、「効果が発揮されている」とあるんですけども、「効果が期待できる」という表現のほうが正しいのではないですか。

○松岡委員長

両方あるのです。先ほど平松委員さんとの会話の中で、河川改修はもうほとんど2カ所を除いてできていて、河川改修は、もう平成7年のときのように避難勧告をしたり、避難した人たちも、もう二度と避難をするようなことがなくて済んでいるというようなところまでもう現実にはいっておまして、そういうところは効果があらわれているんですが、ダムはまだ溜めていませんし、改修でも上流のほうと下流のほうに一部、まだ計画が全部完了していない部分がございますので、効果が発揮されているところと、発揮されていないという部分とが混在しています。

○平松委員

それは、(3)と(4)、個々に分ければ、問題ないと思います。

○佐藤委員

わかりました。それで分けると、事業のニュアンス、使い分けたときに伝わりますね。了解しました。

○松岡委員長

そうですね。他にはいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、4つ終わったわけですから、今度は4の終わりにということになります。4事業について審議を行ったというところ、そのあたりはいかがでしょう。

ここには、「全体的に、事業の進捗が大きい箇所だった」と書いてありますが、それは全体を通じて言えることなので、ダムはまだ進捗率と云ったら、90%もっていないとは思いますが、その辺はいかがでしょう。

○福田委員

「事業の実施にあたっては・・・」というところなのですが、「上記意見に留意するとともに、事業効果を早期に発現するよう、事業を進める」とありますが、事業を進めていくのはいいんですが、やっぱり、ずっと問題になっているように、財政からという面であると思うんです。公共事業を止めるという形のことを言っているのではないということもあるんですけども、事業を進め、その一方で、財政面からも配慮して、技術的な工夫なり、いろいろな工夫なりでコスト縮減を図る。できるだけ小規模な、そういった効果は地元と一緒に発揮していくような、そういう新しい公共事業を、一連で大きくつくってということではなくて、そういった公共事業の転換を図っていく、コスト縮減という形は入れたほうが良いと思いました。

○松岡委員長

財政面に配慮すること、それからコスト縮減に努める。それからもう一つのキーワードとしては地域と協力して・・・

○福田委員

工夫するなり、地元の参加なりと、できる限り小規模で効果を上げる。

○松岡委員長

これは全体で、また後の議論になるかもしれませんが、小規模にしていくというのが一つ。それから、9つほどに事業を分割されていますが、そういう中で同じ部局の中でも、それぞれ縦割りにもなっていますので、そういう

ものを合体というんですか、どうせ路線がここで、防災もこれで、改修もこれで、そこに引っついているのであれば、ある程度、できるときに上手にまとめてコスト縮減というのも、規模を小さくするのもそうですけれども、もう一つは、そうした工夫も必要かと思いますので、それはどこに書くか。今、おっしゃられたようなことが生きるような形で、考えて書くこととします。

なかなか難しいとは思いますが、縦割りになっているので、事業として認める。要するに、政策評価課の資料の、公共事業新規事業の流れみたいな、新規事業の次のところにも入るところですけれども、どこで事業を起案して、どこが評価して、点数をつけてあげて、最終的に国へというところで、ばらばらでやらなければいけないものと、統合すると縮減できるようなものとの判断も含めて、今の小規模化というのもそうですけれども、コスト縮減の工夫、高度の工夫があればいいですね。そういうものを入れましょう。

○佐藤委員

感想ですけれども、地元の人で、その自然保全とか、そういうやわらかいものも差し込んでいいかと思うんですが、どうでしょうか、地元の人で、声とか。

○松岡委員長

地元の人で、自然の・・・

○佐藤委員

自然の保全というか、地元の人で、声や自然に配慮したと。

○松岡委員長

「地元の人で、声や自然に配慮して事業を進めることが望まれる」と、そういうことですね。そういうニュアンスで書いてみるということですね。大事なことです。

今、何か私のほうでキーワードだけ言っていて、細かい表現については、あまり助詞、その他言っていないんですが、キーワードが入るように、それで文章になるように、何とか工夫してつくるということによろしいでしょうか。

他にございますでしょうか、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それで、直したものをまた皆さんにお送りしたところで、こうしたほうがもっといいじゃないかというのは、またご指摘いただいて、メールで、赤字でもよろしいかと思いますが、お願いします。

○福田委員

最後に言ってよろしいですか。一番最後の1行なんですけれども、「一層高める取り組みとなることを期待する」とありますが、期待ばかりではなくて、ここは、委員会としては「一層高める取り組みとすることが重要である」とした方がよいと思います。

○松岡委員長

「とする」、「取り組みを」ではなくて、「取り組みとすることが重要である」ですね。

○福田委員

期待ではなくて、重要だと。

○松岡委員長

大分、おかげさまで、最後、着地が決まったところで、大体、これでよろしいでしょうか。自分のところを文章にして読み上げて、これでいいですかという確認をとればいいんですが、文章にしてから皆さんにメールで送って、また見ていただくということをお願いします。

それでは、こちらの資料9のほうは、一段落ということで、続いて、資料10に移りたいと思いますが、よろしくをお願いします。

それでは、まずは1ページの頭の前書きのようなところはいかがでしょうか。

(2) 個別箇所の検証内容までは、特に意見ということではないので、よろしいでしょうか。

○平松委員

一番最初の1行目ですけれども、「より一層の客観性を高めることが必要」ということに加えて、その妥当性の判断というのも、この中で議論していくべき話ではないかと思います。単に客観性だけあっても、確かにそうだけれども、何でこれが1番目なのかという議論も今回しています。

だから、その優位性、妥当性という文言も入れるほうがいいのではないかと思いました。

○松岡委員長

それはポツで入れますか。どういう入れ方だと、一番ニュアンスが伝わりますか。客観性、透明性を高めることは、その評価の妥当性みたいなニュアンスと、こちらでは表現できませんと、そういうことでしょうかね。

質問の中にもそういうのがありましたからね。どこへどう入れましょうか。入れることは、皆さん、異論ないと思うのですが。

今、おっしゃられたのは、評価基準は適切かとか、評価の内容は適切かとか、自己評価の妥当性という、その辺のことを、このリストに挙げて検証してくれというお話だったので、確かに文章として入れることは大事ですね。どの辺りに入れますか。

○佐藤委員

そのまま並列にして、「客観性を高め、妥当性を検証することが必要」だけでいいんじゃないですか。

○松岡委員長

「妥当性を検証することが必要であり、第三者評価を導入したい。そういう考え方により・・・」読んでみて、平松委員さん、どうですか。

○平松委員

「より一層、客観性を高めるとともに、事業の優位性や妥当性の判断を仰ぐことが必要であり、第三者評価を導入したいという考え」、その後が続かないですね。長くなり過ぎますね。

「客観性を高めるとともに、事業の優位性や妥当性に関する判断、これを第三者評価の中でお願したい」ということだったんです。だから、その辺をすっきり書いてもらいたいと思います。

○松岡委員長

ニュアンスはそういうことでよろしいですか。客観性ということと、事業の優位性や妥当性、どれが上に来るか、下に来るか。

○平松委員

いずれにせよ、第1センテンスに書くべきことだと思います。

○松岡委員長

客観性はこのままいきますから、事業の妥当性、優位性、そのあたりのキーワードが入ってきて、最初は検証するというニュアンスだったんです。

あとは、平松委員さんが言われたのは、検証するというニュアンスよりは、「事業の妥当性や優位性を・・・」何でしたか。

○平松委員

それは、その判断とか審議とかということではないでしょうか。

○松岡委員長

ほかの委員さん方、どんな感じがございますか。

○福田委員

今の部分ですか。

○松岡委員長

今の部分はどうでしょうか。

○佐藤委員

優位性の判断まで求められるという言い方をしたのではなくて、点数つけるということですよ。

だから、その向こうで判断したことに関して、僕たちが何かを述べることはできるけれども、選択までとなると、ちょっと重過ぎるというか、できないのではないかと思います。

○平松委員

全体の事業がこれだけあって、その中のこういう位置づけだというのが、それでいいのかなという判断をする非常に大きなポイントだったんです。その意味で、その優位性という言葉を入れたほうがいいのではないかと思ったんです。

というのは、1,000個事業があって、980番目の事業を何でやるのかということも変だという意味です。

○松岡委員長

これは、我々が選定するというのではなくて、県の再評価委員会なり、政策評価課の先ほどの資料「公共事業新規事業の流れ」ですが、この決定順序の途中の段階で、それを事業として選定してくるについての点数のつけ方や、評価の仕方がそれでいいですかというので、我々がどれを選ぶというのではなくて、この選定の仕方がそれでいいですかというのに対して検討をするということだと思っんです。

この委員会に求められているのは、この選び方の基準でいいでしょうか、足りないところ、バランスの悪いところはあるでしょうかというのを試行検証の視点というところで求められているということです。

だから、その妥当性や優位性を我々が選ぶのではなくて、その優位性などを
選ぶのが妥当かというのを我々が検証、議論したということです。

というようなニュアンスが伝わるような文章に、これちょっと長いけれども、
福田委員さんなんかはこういう文章をいっぱい書いてきたから、過去の経験か
ら、切るとしたらこう途中で切ったほうがいいんじゃないかみたいなものはあ
りますか。

○福田委員

いや、私、後半のことを考えていて。

○松岡委員長

普段はもう少し短い文章で書いているんですが、あれやこれやを入れて長く、
複文みたいにするとなかなか難しいです。

○平松委員

さっきの4事業と同様に、とりあえず素案を流していただいて、それでみん
なで、ここはこうしたらいいんじゃないかとかというふうにブラッシュアップ
すればいいじゃないですか。

○松岡委員長

それでいいですか。今、言われていたキーワードが入るようにしておいて、
考え方がそういう方向性で、今、ここで議論したようなことが反映されるよう
な表現で、また流すということによろしいですか。

では、下については福田委員さん。

○福田委員

自分でどんどん言ってしまうと大変なので、この部分、2、3行、作文して
もいいんですけども、「本委員会では、この依頼に基づき」とありますけれど
も、基本的にここは違うなというのがあって、昨年度、委員会からも新規事業
が発生するプロセスの公開の必要性を提言していたということがありますので、
それを受けた、受けないということはどうでもいいんですけども、していたとい
うことがあって、したがって、今年度は具体的な、事業箇所のというよりも、こ
れは具体的に書いたほうが良いと思うんです。初めて見た方とか、いろいろオ
ープンになったときに、今年度は7分野でしたか、その中から「3事業を選択
し、評価の検証を実施するとともに、県が想定している第三者評価の本格的な
制度や検証を行った」とか。もうちょっとここ具体的に書かないと、と思いま

す。

○松岡委員長

はい。一つ、それはわかりました。それで、この依頼というのを前委員会の提言を受けてとしたほうがいいですか。

○福田委員

その必要はないですね。だから、ここについては、必要があれば、私のほうで書き直すというか、手を入れます。

「第三者評価の試行実施の依頼があった」、これは依頼があったんでいいのですが、本委員会としても、昨年度、こういうことを提言したということもあるので、本委員会以降の部分をちょっと、私のほうで書きます。

○松岡委員長

「本委員会では、この依頼に基づき」のあたりの、ニュアンスが違うということですね。

○福田委員

フローとか、どういう形でという中で提案していたので、そこら辺のことを、ほんの1行加えるぐらいで、この以降を書きます。

○松岡委員長

「それを受けて本委員会では」という、そういうニュアンスになるということですね。他の委員さん、よろしいですか、前委員会の委員長さんが、こういうものを提案された背景などがありますので、それらを受けて、こういうものがやられるようになってきているというニュアンスが伝わるような文章ということ提案していただいて、それをくっつけた形で、ということでもよろしいですか。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○福田委員

早めにつくります。

○松岡委員長

頭はそれでよろしいですか。今、キーワードを入れてというのと、その、この依頼に基づきというあたりを前委員長さんが、それまでの経緯を踏まえた1行入れるぐらいで何とかなるというお話ですので、早めに入れていただいて、

それをもとにして出していただくということでやらせていただきます。

この頭の部分について、他はよろしいですか。原委員さん、何かございますか。

○原委員

基本的には、短いセンテンスで書いてもらったほうがわかりやすい。あまり、みんな入れようとしないです。

○松岡委員長

多分、福田委員さんは、1行ぐらいで、多分済むだろうとおっしゃったので。

○原委員

その前のところも、今、いろいろな意見が出たけれども、まとめに、一旦、文を区切って書いてほうが理解しやすいです。

続けてしまうと、難しくなると思います。

○松岡委員長

その辺も工夫してわかりやすくします。

それでは（3）個別箇所の意見へ入ってよろしいでしょうか。

○平松委員

あと、その対象箇所を3つ選んだということがあるんですが、その選定基準は少し入れておいたほうが良いと強く思います。

その選定基準というのがあって、それを受けて、（3）の個々の箇所に対する意見というのが議論されたということになりますので、（1）の対象箇所のところで、この25年度の事業の中から7分野でしたか、何か再三説明していただいたんですが、その辺のさわりを、「こういう選定基準に基づいて抽出し、結果的に3カ所を審議対象とした」と入れたほうが良いと思います。

○松岡委員長

では、1の個別箇所評価についての大きいゴシックと、（1）対象箇所の間あたりへ入れるということによろしいですか。その辺の、今の20数箇所から選んだのはこういう理由だという話を入れます。

それでは、2ページの（3）個別評価箇所に関する委員会としての意見ということで、①のため池等整備事業で、西塩田についてです。

これはそれぞれ皆さんのご意見をまとめたといえますか、話し言葉を文章に

したということになります。

自分がこういう意見を述べたけれども書いていないという方がおられましたら、ため池事業はよろしいでしょうか。

内川委員さん、ため池は他の事業とはニュアンスが少し違う部分のところで、その後、何か、こういう表現で訴えておきたいというか、意見したいことは、ここに入っていますか。

○内川委員

ええ、2つ目、3つ目あたりに入れていただいたので、ありがたかったと思っています。

今の性格の違いという話については、個別事業の評価の問題と別に、先ほどの冒頭の話にも関連するのかもしれないんですけども、事業の選定基準の話と関連するとは思っております。

それは、ここの個別のところを書くのがいいのか、この委員会として、県から挙げられた3つの対象箇所に対して、個別の部分に関してはもちろん議論しているんですけども、その選定そのもののあり方については、先ほど来、出ていますけれども、その事業区分の仕方であるとか、そういう部分については、さらに検討をしていく必要もあるのではないかとといったようなことを、入れることがいいのかなどという気はしております。

○松岡委員長

感じとしては、本格実施に当たってはこんな意見がありましたというところで、この3ページあたりのところを見て、これは足りないとか、こうつけ加えればいいのか、そちらに行ったときにもう一回、ご発言いただければということかと思しますので、よろしいですか。

○内川委員

その意味でいうと、冒頭のところはあくまで、これは県のほうから依頼があったという客観的な事実だと思うんです。こちらの委員会で、この部分に関して最初から決めてきたという経緯ではないと思うので、冒頭のところ、最初からこのような形で行ったというよりは、こういう依頼を受けたということ、事実をきちんと書いたほうがいいのかと思います。

○福田委員

それはあります。依頼があったという部分は残します。

○松岡委員長

それは残して、何でそういう依頼が出てきたかというところを1行ぐらい、わかるようなものを書きます。

○内川委員

ただ、その依頼の部分に関しては、そういう意味では、「依頼に」の文章そのものを忠実に書いたほうがいいのではないかと思います。

もちろん、先ほど来、議論になっている部分の、こちらでもそれに関して議論した結果は、今、私が申し上げたことなんかも含めて、これから本格実施に向けては、そういうことも、答申を受けたところで検討していただくところでは議論してほしいというようなことなのではないかと思います。

○松岡委員長

それは、2まで終わってから、もう一回、では、ちょっと一緒にやってみますか。

今、ちょうど一つずつやっていて、そのため池だったので、先生が思われていたことを、では、この本格実施に対するときの意見として入れられればいいなど。ここにはどうやらなさそうなので、ということを確認してみたということです。

○内川委員

ため池事業に関しては、特にこれでいいと思います。

○松岡委員長

このため池事業について、他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、2番目の道路改築事業の中野飯山線、柳沢～田上はどうでしょうか。これはいいですか、「費用対効果（B/C）の区分設定について検討する必要がある」ということで、よろしいでしょうか。

それでは、なさそうですので、3番目の街路事業、県庁篠ノ井線、川中島～篠ノ井につきましては、よろしいでしょうか。

これは、都市計画課の評価が高かった事業でしたが、よろしいですか。特につけ加えることはございませんか。

○福田委員

「判断基準が曖昧なので、わかりやすく明示する必要」と、判断基準が曖昧

なのに、自己評価は妥当としているというのはおかしくないですか。

○松岡委員長

「おおむね」くらいを入れろということですか。どうでしょう、曖昧だけれども、こんなものかなということなのか。

○平松委員

これは確か、計画の熟度、地域がどう参加しているかとか、その辺、どう点数化したのかということで「曖昧」という言葉を入れられたと思うんですが、それは前回説明されて、ある程度はその曖昧さが薄れてきていますので、もう少し違う書き方のほうがいいと思います。というのは、今、福田委員が言われたように、判断基準が曖昧であつたら判断できないじゃないかという話になるので、結論を妥当と判断するのはおかしいということになっていくんです。

○松岡委員長

例えば、部分もあるのならよろしいんですか。「判断基準に曖昧な部分もあるので、わかりやすく明示しろ」と、おおむねいいけれども、部分的に、これはどういうことなのかというのを聞かなければわからないというような部分もあるというニュアンスか、全体的に何かどうなんだろうなということなのかということですが。

○平松委員

「判断基準として定量化することが困難な項目もあり、今後、わかりやすく明示する必要がある」とすればいいんじゃないですか。

人の気持ちとかというのは、点数化、基本的にはできないということなので、説明されて初めてわかったというニュアンスがわかるように作文していただければいいと思います。

○松岡委員長

「困難な項目もあるので、判断基準として数値化することが難しい」、「困難な項目もあるので、今後はわかりやすく明示する必要がある」ということですか。

○平松委員

工夫ですね。

○松岡委員長

「わかりやすく明示する工夫」ですか、「わかりやすくする工夫」か、あるいは、「全体が困難な項目もあるので、工夫する必要がある」という、すっきりしてしまおうか、どの辺にしておきましょうか。

○平松委員

そうですね。そういう項目に対しては工夫が必要だということでいいんじゃないですか。

○松岡委員長

はい。他にいかがでしょうか。

○佐藤委員

非常に機械的な話ですが。

○松岡委員長

何ページでしょうか。

○佐藤委員

今のページの表ですが、ここに、個別事業①、②、③と書かれているので、この1ページの表の中に、①ため池等整備、②道路改築と、①、②、③を入れたほうが読みやすいかと思います。

○松岡委員長

はい、①、②、③を入れると。ありがとうございます。

2ページまでは、とりあえずよろしいでしょうか。

それでは、3ページの本格実施案について、(1) 試行実施による検証内容、「試行実施により審議した検証内容は次のとおりである」ということで一覧表にしてありまして、この丸印について検証したということです。

(1) の表について意見を下書いてあるということで、4ページ目の頭から3行目までに、それぞれ個々にご意見が書いてあります。

○福田委員

(2) についてもいいですか。

○松岡委員長

もちろんです。

○福田委員

まず、(2)が文章で書いて非常にわかりにくいので、3つぐらいに項目が分けられると思うんです。だから①として、例えばこれ2つ目の丸と3つ目の丸があてはまると思うんですが、「評価の対象について」とか。一番上の丸と次のページの丸か、ちょっとわからないですけども、「評価の方法について」とか。そして3ページ目の、下の2つが「評価の進め方について」とか、全部をざっと書かないで、この中でも3つぐらいに分かれるかなと思うので、小タイトルをつけて分けていただいたほうがわかりやすいと思います。

それと、私としては、「その他」というのを入れて、3行ぐらい書きたいんです。新規事業というのが起きてくるわけですけども、次から次へと起きてくるというものに対して、中長期計画に基づいているということが今回非常によく、当たり前の話なんですけれども、わかりました。要はそれに基づいて着々と公共事業が行われていっているということなんですけれども、県民の方なり、メディアの方なりというのはその辺がよくわからないまま、次から次へ起きているというのがあります。

地域事情を、上位計画に則って行うという前提はいいんですが、5年おきだと、例えば社会経済とか、ミスマッチもありますので、場合によっては上位計画、これは審議に当たって対象箇所は15だけでなく、その上の丸にもありますけれども、事業全体の整備計画や事業の流れも含めて、上位計画にそぐわない場合も、そういったことから、また調整の検討も必要かということは入れたいと思います。

上位計画があるから着々とそれを進めるんだということではなくて、5年のスパンで、社会経済の変化というのも、1年おきどころか、もっと早いですから、そういったことからの妥当性も見る必要があるということはちょっと書きたいです。

○松岡委員長

4のその他ということで、今のを3つに分けたものの下に入れることはできることですので、また、先ほどの頭の文章と一緒に送ってください。

○福田委員

はい、2、3行で。

○松岡委員長

事務局のほうへ送っていただければ、そういうことでよろしいですか、皆さん、3つに小分けする。それから、4つ目のその他を設けて、福田委員さんに限らず、その他のところで述べておきたいということがございましたらお願いします。

内川委員さんの意見を、その他のところへ入れるは問題かもしれませんが、先ほど2のところ、もしなかったらどういう形で入れられるかという話ですね。先ほどのお話では、頭の本文の中に入れるというニュアンスではなかったのですが、いかがでしょうか。

○内川委員

その他のところで、私の意見は構わないです。むしろ、今、福田委員さんがおっしゃられたように、(1)の試行実施による検証内容に即した形で意見を述べていくというのが、非常にわかりやすい形なのかなと思いますし、ただ、そのときに少し気になったのは、今回、試行実施で求められたものと若干、ずれるところとかというのものもあるかなとは思っています。

そうすると、その試行実施の過程で、検証を求められたものに対してのものと、それから、細かいことを言うと、本格実施案に向けてこのような意見、それが先ほどの私の部分なんかは、そういうところに引っかかってくるのだと思います。そもそも区分のあり方ですとか、そういうことについても、若干、今後、検討を要するのではないかといったようなことというのは、そういうふう当たるのかなと、私は意見として思っております。

○松岡委員長

それも、また事務局のほうへ、全体の政策、その他と一緒に早めに送っていただいて、それを入れたものをまた皆さんに回すということにしたいと思いませんけれども、よろしいですか。

他にお気づきの点等、よろしいですか。A、B、Cでつけば、B、A、A、C、C、Bみたいな感じの中で、1、2、3にまとめてやる。それから、4にその他を加える。そこへ、これまでの審議経過を踏まえた形、あるいは、自分でどうしても言いたかったことがあるという意見を、新規事業についてのその他として載せるということでやらせていただきたいと思えます。

それでは、最後の3のまとめに行ってもよろしいでしょうか。

ここに文章になっていないことでも、途中の審議のところ、説明に来ていただいた方とのやりとりの中での意見などがあるというニュアンスを、これ書いています。「様々な」という一言で済ませてしまうのも何ですが。

○平松委員

先ほど福田委員が言われたと思うんですが、5年ごとにこういう再評価が出てくる中で、5年たてば、社会情勢も変わるかもしれない。だから、あくまでも、粛々に行われている事業を、また新規に挙がってくる事業というのが、中長期計画に基づいているんだけど、その時々々の社会情勢の変化に応じて変更もあり得るんだという文言を、我々は意見として、このまとめのところで入れておいたほうがいいと思います。何か、その他のところで入れるのはもったいないという気がするんですけども、どうでしょう。

○松岡委員長

社会情勢の変化に対応したというか・・・

○平松委員

だから、その社会情勢の変化というのも勘案して判断するという文言を入れたほうがいいのではないかと思います。

社会にそぐわないから、そんなものはやめたほうがいいという話ではなくて、その社会情勢の変化というのも視野に入れた議論をするべきだというようなニュアンスの文言が入らないのかなということです。

○松岡委員長

いかがでしょうか。それについて、別に私も反対でも何でもなくて、先ほどの表ではありませんが、事業というものが決定されるまでの、現地機関から挙がってきて、現地は5カ年計画なり、もっと上位の計画に基づいて、今度、道路整備は何年計画みたいなものに基づいて、現地機関は現地機関で持っている。そういうものを持っていつつ、なおかつ、その見直しの段階で見直せばいいか、この現地の段階で、社会情勢の変化をにらみながら順序を変えてくることもあるし、まとめてあげることもあるし、みたいなニュアンスを考えておられるのかということなんですが、どんな文章で表現できるようにすればよろしいでしょうか。

○福田委員

3ページの「現地調査については、できるだけ実施」とあります。やっぱり現地を見てというところであるわけですから、私のほうで、4ページに、5カ年だけではなくて、そういった上位計画にミスマッチの可能性がある場合はみたいなことをちょっと書きますので、まとめのところで、街路事業において今

後の取り組みに関する意見やとか、公共事業を県民には理解してもらうことの必要性など、評価の役割に関する意見や、もう一つ、簡単に1行弱ぐらいで、意見やその時代、反映なり実現性を、現地調査等も含めてチェックする意見やみたいなこと、そこを、では1行入れますので、そのあたりに入れていただければ、全体の流れとしては通るのかなと思うので、やってみます。

○松岡委員長

そういうことでよろしいですか。今の議論を、このあたりに1行ぐらいで、今の社会情勢の変化を勘案してというようなところのを、つながりのいいものを入れてもらって、それも送っていただくということでお願いします。

特に全体が変わるわけではないというか、方向性としては、キーワードとして、これとこれはやっぱりどうしても文字として入れておきたいというものは入れておくということで、そんなふうにとらえましたが、そういうことでよろしいですか、反対の方向へ行こうという表現ではないと思いますので。

他にはよろしいでしょうか。では、今までのご意見を踏まえながら直すところは直し、それから、個人のご意見として、その他などへ入れる文章を送っていただく。

それから、前書きほどではありませんが、その項の頭のところでの文言につきましても、先ほどの議論の中で、では、この部分はこういうふうに表示して送りますという申し出がありましたので、それを送っていただいたものをまとめて、できるだけ速やかに、また委員の皆様にお送りして、では、それを全体として見ていただくということでやりたいと思います。

それから、福田委員さんが前回は委員長でしたから、委員長が副知事に意見書をお渡しして、簡単に要点説明を説明したということですよ。今回もそういう方式でよろしいでしょうか。皆様お忙しいので、委員長が代表して県へ提出するというでよろしいでしょうか。

では、そういうふうにさせていただきます。どうもありがとうございました。以上で、この意見書に対する審議を終了します。

それでは、事務局のほうへお返しします。

(2) その他

○事務局

どうもご審議、ありがとうございました。

それでは、委員会としての形での議論は本日が最終ということになります。ここで県を代表しまして、宮原技術管理室長よりごあいさつを申し上げます。

○宮原技術管理室長

本日は本年度最後の委員会ということでございまして、本来でございましたら、県を代表いたしまして、北村建設部長から御礼を申し上げる予定をしていたところでございますけれども、急遽、出張がございまして帰庁が遅れておりますので、大変失礼ではございますけれども、かわりまして、私のほうから一言、御礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

松岡委員長様を初め、委員の皆様には、現地調査を含め、4回の委員会での審議を踏まえ意見書をまとめていただき、感謝を申し上げます。本年度の委員会は、例年お願いをしております再評価に加えまして、県が独自に行っております新規箇所評価に第三者評価を導入するという新たな取り組みについてもご意見をいただいたところでございます。初めての取り組みということもございまして、委員の皆様におかれましては、試行錯誤しながらの審議だったことと存じますが、本格実施に向けて貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

さて、昨年の12月には、中央自動車道笹子トンネルの天井板の崩落事故がございまして、これらを受けまして、今まで整備、また蓄積されてきた社会資本のストックの老朽化などに対応する、維持管理の重要性というものが再認識されたところでございます。

本県におきましても、既存の社会資本ストックの維持管理は、新規整備と比較して、その比重はますます年々高まってきているところでございますが、一方では、県民生活や、また産業・経済活動の基盤として、地域振興に寄与し、地域を支えるためには、社会資本の整備が必要というふうにもまた考えているところでございまして、また、地域からも数多く要望が寄せられている状況でございます。

事業を行う私ども行政といたしましては、厳しい財政状況の中、既存の社会資本の適切な維持管理を推進しつつ、選択と集中により真に必要な事業を着実に実施するとともに、その実施する事業の必要性、また効率性に対する説明責任を果たすということが重要と認識しているところでございます。

県といたしましては、本委員会からのご意見を十分に踏まえ、対象となった再評価事業の最終方針を、県の再評価委員会において決定してまいりますとともに、新規箇所評価における第三者評価の本格実施につなげていきたいと存じます。

松岡委員長様を初め、委員の皆様には厳しい日程の中、ご審議をいただいたことに対し、改めて御礼を申し上げ、御礼の言葉とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○松岡委員長

どうもありがとうございました。

4. 閉 会

○事務局

それでは、以上をもちまして、平成24年度第4回長野県公共事業評価監視委員会を終了させていただきます。

まことにありがとうございました。